

## 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う中小企業等支援制度のご案内

鷹栖町では、新型コロナウイルス感染症の流行により、経営に影響を受けている中小企業者等の皆様の経営安定を図るため、事業資金の融資を受ける場合における信用保証料及び融資利子を全額補給する事業を実施しています。

### 新型コロナウイルス感染症緊急特別融資制度

制度の概要	新型コロナウイルス感染症の流行により、経営に影響を受けている中小企業者等の経営安定を図るため、町が指定する金融機関から事業資金の融資を受けた場合における信用保証料及び融資利子を全額補給します。
支援対象者	新型コロナウイルス感染症の流行により、直接的又は間接的な影響を受けた町内の中小企業者等であって、※最近1か月間の売上高が前年または前々年同期比で10%以上減少している事業者。
支援対象内容	① 北海道信用保証協会への信用保証料の全額補給。 ② 金融機関から事業資金の融資を受けた場合の融資利子の全額補給。 ※借り換えは不可。
取扱期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの融資実行分
資金用途	運転資金
融資限度額	500万円
融資期間	7年以内（うち据置期間は1年以内で設定可能）
取扱金融機関	町が指定する金融機関
申込相談窓口	鷹栖町商工会 電話 0166-87-2210

また、日本政策金融公庫が実施する小規模事業者経営改善資金（新型コロナウイルス感染症に伴う拡充）の融資を受ける場合においても融資利子を全額補給します。